

韓国 国家技術資格法 (抜粋)

国家技術資格法 制定 1973.12.31 法律第 2672 号

(韓国 Web 六法 <http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Icho/3904/kokkagijutu.html> より抜粋)

第 1 条 (目的) この法律は、技術資格に関する基準及び名称を統一して適正な資格制度を確立し、その管理及び運営を効率化することにより技術人力の資質及び社会的地位の向上及び経済開発に寄与することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法律において使用する用語の定義は、次の通りである。

1. "技術資格"とは、資格基本法による国家資格のうち産業及び関連がある技術・技能及びサービス分野 (以下"技術分野"という。)の資格として技術士・技能長等大統領令が定める資格をいう。
2. "技術資格検定"とは、技術資格を付与するために第 6 条第 1 項の規定による基準により技術能力の程度を検定することをいう。
3. "民間技術資格"とは、資格基本法による民間資格のうち技術分野の資格をいう。

[全文改正 97・3・27]

第 2 条の 2 (技術資格制度審議委員会) ①国家技術資格制度に関する重要な事項を審議するために労働部に技術資格制度審議委員会を置く。

②技術資格制度審議委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 81・12・31]

第 3 条 (技術資格の基準等) 技術資格の等級・基準・種目・名称及び応試資格等に関しては、大統領令で定める。

[全文改正 97・3・27] [施行日 99・3・28]

第 4 条 (技術資格の取得) 技術資格を取得しようとする者は、主務部長官が施行する技術資格検定に合格しなければならない。

[全文改正 81・12・31]

第 4 条の 2 (技術資格名称使用禁止) 何人も技術資格を取得しなくては、第 3 条の規定による技術資格の等級及び種目に従う名称を使用することができない。

[本条新設 81・12・31]

第 4 条の 3 (補修教育) ①大統領令が定める技術資格取得者は、技術及び資質の向上のために主務部長官が実施する補修教育を受けなければならない。

②第 1 項の補修教育に関して必要な事項は、大統領令で定める。

③技術資格取得者を使用する者は、当該技術資格取得者が補修教育を受ける期間を休務とし、又はその教育履修を理由として不利益な処遇をしてはならない。

[本条新設 83・12・20]

第 5 条 (類似検定の禁止) ①国民の生命、健康及び安全に直結する技術資格等大統領令が定める技術資格に対する検定は、国家以外の者がこれを行うことができない。

②何人も法令による権限なくして第 1 項の規定による技術資格に対して技術資格検定及び同一又は類似の検定をすることができない。

- 第 6 条 (技術資格検定の基準等) ①この法律による技術資格検定の基準・方法及び手続は、大統領令で定める。
- ②主務部長官が技術資格検定を施行しようとするときは、労働部長官と協議しなければならない。
<改正 81・12・31>

- 第 7 条 (技術資格検定科目の免除) ①次の各号の 1 に該当する者がこの法律による技術資格検定を受けようとする場合には、大統領令が定めるところにより当該技術資格検定科目の全部又は一部の免除を受けることができる。
1. この法律による技術資格取得者であって同じ等級の他の技術資格種目の検定を受けようとする者
 2. 外国において関連する資格を取得した者
 3. 他の法令の規定により関連する資格を取得した者
 4. 資格基本法により国家の公認を受けた民間技術資格を取得した者
 5. 軍事分界線以北地域において関連する資格を取得した者
 6. その他この法律による技術資格と同等以上の水準を備えたと認められる者として大統領令が定める者
- ②第 1 項の規定による検定科目免除の範囲・基準・手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正 97・3・27]

- 第 8 条 (登録) ①技術資格取得者は、大統領令が定めるところにより当該検定を施行した主務部長官に登録し、登録した日から 5 年ごとに更新登録をしなければならない。ただし、大統領令が定める技術資格取得者は、この限りでない。
- ②主務部長官は、第 1 項の規定による登録又は更新登録があるときは、その登録又は更新登録事項を労働部長官 (大統領令が定める技術資格の場合には、科学技術処長官を含む。) に通報しなければならない。

[全文改正 83・12・20] [改正 97・3・27]

- 第 9 条 (技術資格証) ①主務部長官は、第 8 条第 1 項の規定により登録をした者には、技術資格証を交付し、更新登録をした者には、同資格証にその事実を記載して交付する。
<改正 83・12・20、97・3・27>
- ②技術資格証を紛失又は毀損した者には、その申請によりこれを再交付する。
<改正 97・3・27>
- ③第 1 項及び第 2 項の規定による技術資格証の交付・再交付及びその管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。
<改正 97・3・27>
- ④技術資格証は、他人に貸与してはならない。
<改正 97・3・27>

- 第 10 条 (技術資格取得者に対する優待) ①政府及び地方自治団体は、技術資格取得者の経済的・社会的地位の適正な維持及びその就業及び身分保障に関して必要な施策を講究しなければならない。
- ②政府及び地方自治団体は、第 2 条の規定による技術分野に関する営業を許可又は認可し、又は権利の設定その他利益を賦与する場合には、関係法令に抵触しない範囲内において当該技術分野の技術資格取得者を優待しなければならない。
<改正 83・12・20>
- ③技術資格職種に該当する勤労者を使用する事業主は、技術資格取得者を大統領令が定めるところにより優待しなければならない。
<新設 81・12・31、83・12・20>
- ④技術資格取得者は、大統領令が定めるところによりその資格と同種・同等の他の法令による資格の取得者と当該法令上同じ待遇を受ける。

第 11 条 (技術資格取得者の誠実義務) 技術資格取得者は、誠実にその業務を遂行しなければならず、その品位を損傷してはならない。

第 12 条、第 12 条の 2、第 13 条は省略

第 14 条 (技術資格の基準等) ①他の法令による資格のうち大統領令が定めるところによりこの法律による技術資格に相当すると認定される資格の等級・基準及び名称は、他の法令の規定にかかわらずこの法律による。

②他の法令による資格を取得した者であつて第 1 項の規定によりこの法律による技術資格に相当すると認定される者は、この法律による技術資格を取得した者とみなす。

③第 7 条第 1 項・第 8 条から第 11 条まで及び第 13 条の規定は、第 2 項の規定による者にこれを準用する。
<改正 97・3・27>

第 14 条の 2 (民間技術資格の公認協議) 主務部長官及び労働部長官は、資格基本法により韓国職業能力開発院長から民間資格の公認のための協議の要請を受けたときは、当該民間技術資格の検定水準等がこの法律による技術資格検定水準に相当するか否かを検討しなければならない。

[本条新設 97・3・27]

第 15 条 (手数料) 次の各号の 1 に該当する者は、大統領令が定めるところにより手数料を納付しなければならない。
<改正 83・12・20、97・3・27>

1. 技術資格検定を受けようとする者
2. 第 8 条第 1 項の規定により登録又は更新登録をする者
3. 第 9 条第 2 項の規定により技術資格証の再交付を受けようとする者
4. 第 4 条の 3 第 1 項の規定による補修教育を受ける者

第 16 条 (権限の委任・委託) ①この法律による主務部長官の権限は、大統領令が定めるところによりその一部を所属機関の長・特別市長・広域市長又は道知事に委任し、又は他の行政機関の長に委託することができる。
<改正 97・3・27>

②主務部長官は、この法律による技術資格検定及び補修教育の実施を大統領令が定める者に委託することができる。
<改正 83・12・20>

[全文改正 81・12・31]

第 17 条以下第 19 条まで及び付則は省略

韓国 国家技術資格法施行令（抜粋）

国家技術資格法施行令 全文改正 1982.4.29 大統領令第 10802 号（改正附則及び別表は省略）
 （韓国 Web 六法 <http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Icho/3904/kokkagijuturei.html> より抜粋）

第 1 条（目的）この令は、国家技術資格法（以下"法"という。）で委任された事項及びその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条（技術資格）法第 2 条第 1 号及び第 3 条の規定による技術資格の職務分野及び職務分野別等級及び種目は、別表 1 のとおりである。

<全文改正 98.5.9> <施行日 99.3.28>

第 3 条（技術資格制度審議委員会の技能）法第 2 条の 2 の規定による技術資格制度審議委員会（以下"委員会"という。）は、次の事項を審議する。 <改正 83.12.20, 98.5.9>

1. 法第 10 条の規定による技術資格取得者に対する優待措置に関する事項
2. 法第 14 条の 2 の規定による民間技術資格の公認協議に関する事項
3. 第 2 条の規定による技術資格の職務分野・等級及び種目の新設・統合又は廃止に関する事項
4. 第 11 条の規定による等級別受検資格に関する事項
5. 第 14 条及び第 15 条の規定による検定の基準及び方法に関する事項
6. 第 16 条の規定による検定の試験科目に関する事項
7. 第 17 条の規定による検定の施行計画に関する事項
8. 第 23 条の 2 の規定による合格決定の例外に関する事項
9. 第 36 条の規定による技術資格検定の民間委託に関する事項
10. その他検定制度の運営に関する事項

第 4 条（委員会の構成）①委員会は、委員長及び副委員長各 1 人を含む 33 人以内の委員で構成する。 <改正 83.12.20, 91.10.31>

②委員長は、労働部次官がなり、副委員長は、公務員の委員中から委員長が指名する者となる。

③委員は、國務調整室・財政經濟部・法務部・国防部・行政自治部・教育部・科学技術部・文化観光部・農林部・産業資源部・情報通信部・保健福祉部・環境部・労働部・建設交通部・海洋水産部・警察庁・農村振興庁・山林庁・中小企業庁及び鉄道庁の 3 級以上公務員中から当該機関の長が指定する職に在職する者各 1 人及び労働界及び産業界の人士であって技術分野に関する学識及び経験が豊富な者のうちから労働部長官が委嘱する者 10 人以内とする。 <改正 95.10.16, 97.6.2, 98.5.9>

第 5 条から第 10 条まで省略

第 11 条（技術資格の等級別受検資格）法第 3 条の規定による技術資格の等級別受検資格は、別表 4 のとおりである。ただし、サービス分野の技術資格の場合には、技能長を除いては、受検資格に制限を置かない。

[全文改正 98.5.9] [施行日 99.3.28]

第 12 条（技術資格の名称）法第 3 条の規定による技術資格の名称は、各々その等級の前に当該技術資格の種目を付して表示し、技術資格種目の試験科目が専攻分野別に細分され

ている場合には、選択した専攻分野を等級後に表示しなければならない。ただし、サービス分野のうち理用及び美容種目技術資格の名称は、理用長・理容師及び美容長・美容師とする。

<改正 98.5.9>

[全文改正 91.10.31] [施行日 99.3.28]

第 12 条の 2 (補修教育対象者) ①法第 4 条の 3 第 1 項の規定による補修教育を受けなければならない対象者は、法第 8 条の規定による技術資格取得者登録をした者のうち次の各号の 1 に該当する者とする。

1. 国民の生命及び財産の安全に関連する危険の程度が高い種目の技術資格取得者
2. 技術水準の変化が急激で技術の補完が要求される種目の技術資格取得者
3. 海外人材進出等国家施策上特に必要な種目の技術資格取得者

②第 1 項の規定による補修教育対象者の具体的な範囲は、労働部令で定める。

[本条新設 84.11.15]

第 12 条の 3 (補修教育の時期) ①第 12 条の 2 の規定による補修教育対象者は、法第 8 条第 1 項の規定による登録又は更新登録後 5 年以内に補修教育を受けなければならない。

②主務部長官は、補修教育対象者が海外就業・軍服務・疾病その他やむを得ない事由により補修教育を受けることができないときは、一定期間補修教育を猶予することができる。

③第 2 項の規定による補修教育の猶予に関して必要な事項は、労働部令で定める。

[本条新設 84.11.15]

第 12 条の 4 (補修教育の方法等) ①補修教育は、等級別に区分して実施し、区分して実施するのが困難な特別な事由があるときは、これを統合して実施することができる。

<改正 98.5.9> <施行日 99.3.28>

②補修教育は、理論科目及び実技科目を含んで実施しなければならない。

③補修教育の教育時間は、14 時間以上でなければならない。

④主務部長官は、補修教育を終えたときは、教育履修者に教育履修事実を確認しなければならない。教育履修者の名簿を教育後 15 日以内に韓国産業人材公団に通報しなければならない。

<改正 91.10.31, 98.5.9>

[本条新設 84.11.15]

第 12 条の 5 (補修教育計画の公告等) ①主務部長官は、毎年 1 月 31 日までに当該年度の補修教育計画を公告し、韓国産業人材公団にその内容を通報しなければならない。

<改正 91.10.31, 98.5.9>

②第 1 項の規定による公告に関して必要な事項は、労働部令で定める。

③法第 16 条第 2 項の規定により主務部長官の委託を受けて補修教育を実施する者は、毎年 11 月末日までに次の年度の補修教育計画書を作成して主務部長官の承認を得なければならない。

[本条新設 84.11.15]

第 13 条、第 14 条省略

第 15 条 (検定の方法) ①法第 6 条第 1 項の規定による検定の方法は、別表 7 の 2 のとおりである。ただし、サービス分野のうち事業サービス技術資格の検定の方法は、労働部令で定める。

②検定は、筆記試験・実技試験・面接試験の順で実施し、先の順位の試験に合格しない者は、次の順位の試験に受検することができない。ただし、実技試験を主観式筆記試験で施行する種目は、筆記試験及び実技試験を連続して実施することができる。

③技術士・技能長及び技能士の筆記試験は、前科目を混合して実施し、技師及び産業技師

の筆記試験は、科目別に実施する。ただし、労働部長官及び主務部長官が協議して実技能力が重要であると認める種目として労働部令が定める産業技師種目の筆記試験は、全科目を混合して実施することができる。

[全文改正 98.5.9] [施行日 99.3.28]

第16条（検定の試験科目）第15条の規定による試験の科目は、技術資格の種目別に労働部令で定める。この場合技術士の試験科目は、科学技術部長官と協議しなければならない。
<改正 98.5.9>

第17条（検定の施行等）①主務部長官は、毎年1回以上検定を施行しなければならない。ただし、労働部令が定める特別な事由がある場合には、この限りでない。

②主務部長官は、労働部令が定めるところにより毎年10月31日までに次の年度の検定の施行計画書を労働部長官に送付しなければならないが、第1項但書の規定により次の年度の検定を施行しない場合には、10月31日までにその事実を労働部長官に通報しなければならない。

第18条（検定の施行公告等）①主務部長官は、次の年度の検定の施行計画を次の年度開始7日前までに公告しなければならない。
<改正 83.12.20>

②主務部長官は、検定を施行しようとするときは、その技術資格の種目・等級・受検資格・検定の方法・試験科目・日時・場所及び受検手続を検定施行日30日前までに公告しなければならない。

③第1項及び第2項の規定による検定の施行計画又はその公告期日は、労働部令が定める特別な事由がある場合には、これを変更することができる。この場合には、その理由等を明示して第2項に規定された方法により公告しなければならない。
<改正 83.12.20>

第19条（労働部長官との協議）①主務部長官は、検定を施行しようとするときは、法第6条第2項の規定により次の事項に関して労働部長官と協議しなければならない。この場合技術士と関連した事項は、科学技術部長官の意見を聞かなければならない。

<改正 98.5.9>

1. 検定を施行しようとする技術資格の種目及び等級

2. 検定の施行時期及び施行地域

②第1項の規定による協議手続に関して必要な事項は、労働部令で定める。

第20条（試験問題の交付要請等）①主務部長官は、検定を施行しようとするときは、検定施行日20日前までに第36条第2項の規定による委託により韓国産業人材公団が出題した当該検定の試験問題の交付を要請しなければならない。
<改正 91.10.31, 98.5.9>

②韓国産業人材公団は、第1項の規定による要請を受けたときは、その試験問題を検定施行日10日前まで主務部長官に交付しなければならない。
<改正 91.10.31, 98.5.9>

③主務部長官は、検定終了後遅滞なく試験問題の漏洩防止のための必要な措置をしなければならない。ただし、必要であると認めるときは、労働部令が定めるところにより試験問題を公開することができる。
<改正 83.12.20>

④韓国産業人材公団は、技術向上のために必要であると認めるときは、試験問題を委員会の審議を経てあらかじめ公開することができる。
<改正 84.11.15, 91.10.31, 98.5.9>

第21条（選多型試験の採点）①主務部長官は、筆記試験終了後選多型及び真偽型の試験問題に対しては、韓国産業人材公団にその採点を依頼しなければならない。

<改正 91.10.31, 98.5.9>

②第1項の規定により採点の依頼を受けた韓国産業人材公団は、特別な事情がない限りその依頼を受けた日から20日以内にその採点結果を主務部長官に通報しなければならない。

<改正 91.10.31, 98.5.9>

- 第 22 条 (試験委員) ①主務部長官は、筆記試験又は実技試験を施行するときは、技術資格種目ごとに 2 人以上の出題委員を委嘱しなければならない。 <改正 91.10.31>
- ②主務部長官は、筆記試験 (選多型及び真偽型の試験を除外する。) を施行するときは、技術資格種目ごとに 2 人以上 (論文型筆記試験の場合には、3 人以上) の採点委員を委嘱しなければならない。
- ③主務部長官は、実技試験を施行するときは、技術資格種目ごとに必要な随意採点委員を委嘱しなければならない。
- ④主務部長官は、面接試験を施行するときは、技術資格種目ごとに 2 人以上の面接委員を委嘱しなければならない。 <改正 91.10.31>
- ⑤主務部長官は、必要な場合には、国家技術資格検定業務に従事する管理委員及び試験監督委員を委嘱することができる。
- ⑥主務部長官は、第 1 項から第 5 項までの規定による委員又は委員であった者が試験の公正性及び信頼性を失墜したと認めるときは、当該委員を解職し、又は次に実施する試験において委員に委嘱しない等必要な措置をしなければならない。 <新設 93.7.8>
- ⑦第 1 項から第 5 項の規定による委員は、労働部令が定める資格がある者のうちから委嘱しなければならない。
- ⑧第 1 項から第 5 項までの規定による委員に対しては、予算の範囲内において手当を支給することができる。

[全文改正 83.12.20]

第 22 条の 2 (二重受検制限) 技術資格取得者は、既に取得した資格と同じ等級及び種目の技術資格検定に更に受検することができない。

[本条新設 93.7.8]

- 第 23 条 (合格決定基準) ①技術士・技能長及び技能士技術資格の検定における筆記試験の合格決定基準は、100 点を満点として 60 点以上とする。 <改正 93.7.8, 95.10.16, 98.5.9>
- ②技師及び産業技師の検定における筆記試験の合格決定基準は、1 科目当たり 100 点を満点として毎科目当たり 40 点以上、前科目平均 60 点以上とする。ただし、第 15 条第 3 項但書の規定により労働部令が定める産業技師種目の筆記試験は、100 点を満点として 60 点以上とする。 <改正 93.7.8, 95.10.16, 98.5.9>
- ③技術・技能分野及びサービス分野のうちその他サービス技術資格の検定における実技試験及び面接試験の合格決定基準は、100 点を満点として 60 点以上とする。ただし、実技試験において労働部令が定める場合には、得点に関係なく不合格にすることができる。 <改正 98.5.9>
- ④サービス分野のうち事業サービス技術資格の検定における試験合格決定基準は、労働部令で定める。 <改正 98.5.9>

[全文改正 91.10.31] [施行日 99.3.28]

- 第 23 条の 2 (合格決定の例外) ①主務部長官は、技術資格者が顕著に不足する場合には、該当技術資格に対して第 23 条の規定にかかわらず労働部令が定めるところにより合格人員を予定して選抜することができる。
- ②第 1 項の規定による合格予定人員及び合格決定基準等は、委員会の審議を経なければならない。

[本条新設 98.5.9]

第 24 条 (合格者の公告等) 主務部長官は、検定終了後 60 日以内に労働部令が定めるところにより合格者を公告しなければならない。 <改正 83.12.20>

第 25 条 (検定の一部合格認定) 検定において筆記試験に合格し、実技試験又は面接試験に合格しない者に対しては、当該試験の発表日から 2 年以内に実技試験又は面接試験が施行される場合の検定 (2 年以内に施行されない場合には、次の 1 回の検定) に限って当該筆記試験を免除することができる。

<改正 98.5.9>

[全文改正 91.10.31]

第 26 条 (検定科目の免除基準等) 法第 7 条第 1 項各号の規定による技術資格検定科目の免除基準は、次の各号のとおりである。

1. 法第 7 条第 1 項第 1 号の規定による検定科目の免除は、その重複する科目全部を免除する。
2. 法第 7 条第 1 項第 2 号の規定による検定科目の免除は、検定科目の全部又は一部免除に関して締結された当該外国との協約による。ただし、技術資格者の需給等を考慮して労働部令が定める種目の場合には、主務部長官が検定基準等を参酌して同一であり、又は似ていると認める種目に対して検定科目の全部又は一部を免除することができる。
3. 法第 7 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定による検定科目の免除は、主務部長官が検定基準等を考慮して同一であり、又は似ていると認める種目に対して検定科目の全部又は一部を免除する。

<全文改正 98.5.9>

第 26 条の 2 省略

第 27 条 (登録及び更新登録除外対象等) ①サービス分野のうち事業サービスの技術資格取得者は、法第 8 条第 1 項但書の規定により登録及び更新登録対象から除外する。

<改正 93.7.8, 98.5.9> <施行日 99.3.28>

②第 12 条の 2 の規定による補修教育対象者ではない者は、法第 8 条第 1 項但書の規定により更新登録対象から除外する。

③主務部長官は、第 1 項の規定により登録対象から除外される者に対しては、第 24 条の規定による合格者公告した日から 60 日以内に労働部令が定めるところにより技術資格証を交付しなければならない。

<改正 98.5.9>

[全文改正 84.11.15]

第 27 条の 2 から第 29 条まで省略

第 30 条 (技術資格取得者の就業等に関する優待) ①国家・地方自治体及び政府投資機関は、公務員又は従業員を採用する場合には、当該分野の技術資格取得者を優先的に任用しなければならない。

<改正 98.5.9>

②国家・地方自治体及び政府投資機関は、技術資格取得者の公務員又は従業員に対しては、関係法令に抵触しない範囲内において保守・昇進・電報・身分保障等において優待しなければならない。

<改正 98.5.9>

③主務部長官は、その所管に属する企業体又は団体に対して勤労者を採用する場合には、該当技術資格取得者を優先的に任用させるための基準を設定することができる。この場合、企業体又は団体は、その基準により該当技術資格取得者を優先的に雇用しなければならない。

<改正 98.5.9>

④法第 10 条第 3 項の規定による事業主は、採用・保守・昇進等において技術資格取得者を優待しなければならない。

<新設 84.11.15>

第 31 条 (その他利益) 法第 10 条第 2 項で"その他利益"とは、技術研修のための海外派遣、金融上の支援、奨励金の支給等をいう。

第 32 条から第 34 条まで省略

第 34 条の 2 (民間技術資格の公認協議等) ①主務部長官及び労働部長官は、法第 14 条の 2 の規定により韓国職業能力開発院長から民間技術資格の公認のための協議の要請を受けた場合には、当該協議要請に応じる前に次の各号の事項に関して相互協議しなければならない。

1. 当該民間資格管理者に関する次の各目の検定管理・運営能力
 - イ. 検定実績
 - ロ. 検定施設・装備
 - ハ. 検定人材保有現況
 2. 当該民間技術資格の検定基準・検定方法・受検資格・試験科目及び出題基準
 3. その他労働部長官が主務部長官と協議して定める事項
- ②主務部長官及び労働部長官は、第 1 項の規定による事前協議時当該民間技術資格及び職務内容が同一であり、又は類似の技術資格がこの令にある場合には、その技術資格の検定水準等を比較して検討して、同一であり、又は類似の技術資格がない場合には、技術資格の新設に準じて検討しなければならない。
- ③民間技術資格の公認協議に関してその他必要な手続等は、労働部令で定める。

[本条新設 98.5.9]

第 35 条省略

第 36 条 (権限の委託) ①法第 16 条第 1 項の規定により現役軍人及び軍務院の検定に関する主務部長官の権限は、これを国防部長官に委託する。ただし、労働部令が定める技術資格種目の検定に限る。 <改正 91.10.31, 98.5.9>

②法第 16 条第 2 項の規定により検定の筆記試験問題及び実技試験問題の作成・出題及び管理に関する主務部長官の権限は、これを韓国産業人材公団に委託する。 <改正 98.5.9>

③法第 16 条第 1 項の規定により労働部令で定める技術資格種目に対する主務部長官の技術資格検定の権限は、当該種目と関連した業務を遂行する行政機関に委託することができる。 <改正 94.11.10>

④法第 16 条第 2 項の規定により主務部長官の所管技術資格検定の権限 (第 1 項及び第 3 項の規定により国防部長官又は行政機関に委託される権限を除外する。) 及び法第 8 条第 1 項、法第 9 条第 1 項・第 2 項、この令第 27 条の 3 及び第 29 条の規定による権限 (電波通信技師・電波通信産業技師・電波通信技能者に関する情報通信部長官の権限を除外する。) は、これを韓国産業人材公団に委託する。ただし、労働部令で定める技術資格種目に対する主務部長官の技術資格検定の権限 (第 2 項の規定により韓国産業人材公団に委託される権限を除外する。) は、これを第 6 項第 2 号及び第 3 号の規定による法人として労働部令が定める法人に委託する。 <新設 94.11.10, 98.5.9> <施行日 99.3.28>

⑤第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず法第 16 条第 2 項の規定によりサービス分野のうち事業サービスの技術資格検定等に関する主務部長官の権限は、これを大韓商工会議所に委託する。ただし、委託の範囲及びその内容その他必要な事項に関しては、労働部令で定める。 <新設 83.12.20, 84.11.15, 91.10.31, 98.5.9> <施行日 99.3.28>

⑥主務部長官は、法第 16 条第 2 項の規定により次の各号の 1 に該当する者に法第 4 条の 3 の規定による補修教育の実施を委託することができる。 <新設 84.11.15, 91.10.31, 98.5.9>

1. 韓国産業人材公団
2. 他の法律 (民法を除外する。) により設立された法人であつて当該技術分野と関連した業務を遂行する法人
2. 他の法律 (民法を除外する。) により設立された法人であつて当該技術資格の職務分野と関連した業務を遂行する法人 <施行日 99.3.28>
3. その他主務部長官が労働部長官と協議して指定する当該技術資格及び特に関連した業